平成２８年（フ）第１１４号
千葉市中央区都町２丁目15番12号　千都ハイム102号
債務者　麻生みつ子（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４号
千葉県船橋市小室町904番地　Ａ－４棟910号
債務者　渡邉　貞男
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５号
千葉県船橋市小室町904番地　Ａ－４棟910号
債務者　渡邉　順子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２３号
千葉県成田市並木町221番地100（エーデルウィスタリア106号室）
債務者　滝田　哲夫
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２８５号
高知市幸町20番17号
債務者　阿部　光男
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５１号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１　県営赤嶺市街地住宅３－601
債務者　宮平　知美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５４号
沖縄県南城市佐敷字津波古1400番地１　カルムヴィラいさおし302
債務者　石川　武也
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２６３号
札幌市南区澄川４条４丁目１番６号　ブルックスハウス201号
債務者　根本美代子（旧姓平）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８０号
札幌市西区西野８条３丁目１番12号　住吉ハイツ103号
債務者　門脇　陽子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１２号
札幌市東区北46条東８丁目６番６号
債務者　坂口　　翔
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３０号
札幌市東区北35条東９丁目２番８号　コーポ金沢103号
債務者　藤間　てつ
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
山形県酒田市浜田２丁目12番15号　リッシェル東和２－Ｃ号
債務者　柴田　康治
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第２６号
静岡県富士市三ツ沢1035番地の６
債務者　後藤　勝也
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２７号
静岡県富士市三ツ沢1035番地の６
債務者　後藤　明美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３６号
静岡県富士市今泉2639番地の１
債務者　坂田　和良
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第９号
静岡県掛川市掛川97番地
債務者　長谷　　晃
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
堺市中区深井東町3129番地１　セントポーリア奥田北館3005号
債務者　木村　貴志
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係